



## 「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要

消防庁予防課

### はじめに

火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大する中、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理するため、消防庁では、「加熱式たばこ等の安全対策検討会」を開催した。

本稿では、平成31年3月にとりまとめられた「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要を紹介することとしたい。

### 「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要

#### 1 加熱式たばこ等の火災発生危険について

加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、Ploom TECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について、次のとおり確認したところ、加熱式たばこは火災発生危険が紙巻たばこより低いことがわかった。

- ・加熱式たばこは、たばこ葉を燃焼させておらず、機器の外周部の温度は数十度であり、様々な安全措置が施されている。
- ・たばこ火災が発生しやすい条件を再現し、紙巻たばこと加熱式たばこ3製品の火災発生を比較する実験

を行ったところ、加熱式たばこ3製品はいずれもたばこ火災を発生させなかった。

#### 2 喫煙規制及び火気規制について

##### (1) 喫煙規制の扱いについて

- ・このような安全対策に取り組みされた加熱式たばこが普及すれば、たばこ火災の低減に一定の効果がある。
- ・今後、新たな製品や互換品の出現が想定されること等を踏まえると、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例（例）で定める喫煙規制の対象外であると一律に判断することは困難である。

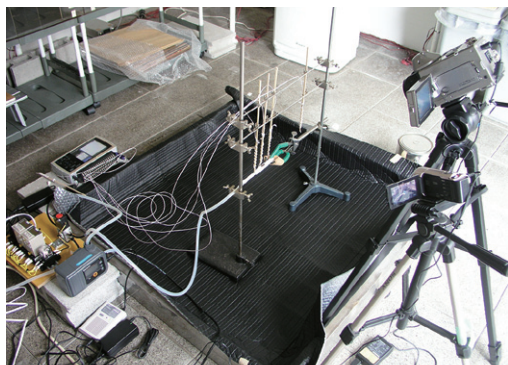
##### (2) 危険物施設の火気規制について

- ・危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できないこと、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこと見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当である。

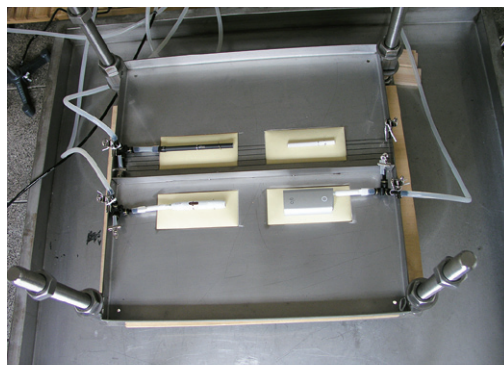
##### (3) 今後について

- ・今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられる。

※紙巻きたばこと加熱式たばこの火災発生危険の比較検証



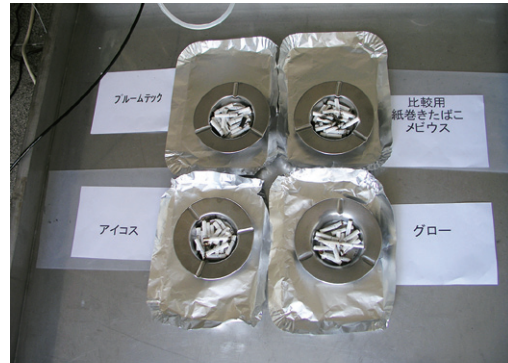
加熱式たばこの基礎データ測定



布団類の繊維に対する着火危険の検証



紙ゴミ等に対する着火危険の検証



紙巻たばこのみ集めた灰皿に使用直後の加熱式たばこのカートリッジを投入することに対する着火危険の検証

※「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要

「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要

目的	加熱式たばこの例	比較実験
たばこ火災が住宅火災における死者の発生原因の上位を占めている中、火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大しており、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理する。	IQOS 2.4PLUS Ploom TECH glo	

調査事項

調査事項	結果
1 加熱式たばこの火災発生危険及び安全装置について	加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、Ploom TECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について事業者提出資料等に基づき確認したところ、たばこ葉を燃焼させておらず、機器の外周部の温度は数十度であり、様々な安全措置が施されていることがわかった。
2 たばこを原因とする火災の実態について	住宅におけるたばこ火災では、布団類に着火したと思われる火災が多く、布団類に着火すると死者の発生につながる。また、消えていないたばこをごみ箱等に直接捨てたり、喫煙後の消火が不十分なことにより火災が発生する例が多い。
3 紙巻たばこ加熱式たばこの火災発生危険の比較検証について	たばこ火災の実態分析結果に基づき、たばこ火災が発生しやすい条件を再現し、紙巻たばこ加熱式たばこ3製品の火災発生危険を比較する実験（※）を行ったところ、加熱式たばこ3製品はいずれもたばこ火災を発生させないことがわかった。 <small>（※）紙巻たばこで死者の発生につながりやすい寝たばこを想定した実験やごみ箱への直接廃棄、消火不十分を想定した実験</small>

まとめ

- 加熱式たばこ3製品の火災発生危険及び安全装置等について確認したところ、様々な安全対策に取り組まれており火災発生危険が紙巻たばこより低いことがわかった。
- このような安全対策に取り組まれた加熱式たばこが普及すればたばこ火災の低減に一定の効果がある。
- 一方で、加熱式たばこに今後新たな製品や互換品の出現が想定されること等に鑑みれば、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例（例）で定める喫煙規制の対象外であると一律で判断することは困難である。
- 危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できないこと、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこ見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当である。
- 今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられる。

おわりに

消防庁では、報告書において、加熱式たばこに関する規格や基準などを検討する際には、適切な安全対策を講ずることが重要であることから、消防庁及び消防本部の意見を聞いた上で策定されることが望ましいと提言している。現在、日本たばこ協会を中心に加熱式たばこのJIS規格化を検討しており、消防庁としてもJIS原案作成

委員会に参加するなど、加熱式たばこの安全性の担保に向けて協力していく予定である。

【検討会報告書関連資料について】

([https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/2018/](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/2018/))

問合わせ先

消防庁消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523